

●香川県告示第445号

昭和54年香川県告示第263号（指定代理金融機関及び収納代理金融機関が取り扱う事務並びに指定金融機関等の名称及び位置等）の一部を次のように改正する。

平成21年9月11日

香川県知事 真 鍋 武 紀

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
1 指定金融機関				1 指定金融機関			
(1) 略				(1) 略			
(2) 指定金融機関の店舗の名称及び位置並びに取り扱う所等				(2) 指定金融機関の店舗の名称及び位置並びに取り扱う所等			
名称		位置	取り扱う所等	名称		位置	取り扱う所等
本支店	出張所			本支店	出張所		
略				略			
田町支店		略		田町支店		高松市	
	<u>桜町出張所</u>				<u>桜町特別出張所</u>	高松市	
略				略			
八栗支店		略		八栗支店		高松市	水産試験場、高松北高等学校、屋島少年自然の家
	<u>庵治出張所</u>				<u>庵治特別出張所</u>	高松市	
略				略			